裁判所における障害者雇用に関する基本方針

平成３０年１２月６日

最高裁判所事務総局

今般，裁判所において対象障害者の確認・計上に誤りがあり，法定雇用率を達成しない事態を生じさせたことは，裁判所への信頼を揺るがすものであり，事態を重く受け止めているところである。

今般の事態については，司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合において，事実に関する検証が実施されてきたところであり，その検証結果については，別途報告された報告書のとおりである。検証結果について，真摯に受け止め，今般の事態について深く反省し，別紙１のとおり再発防止に向けて必要な対策を講じていく。

さらに，裁判所の事務の特性などを踏まえた上で，法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるとともに，障害者雇用促進法の下，障害のある人が働きやすく，定着できる職場を作るため，別紙２のとおり障害者雇用のさらなる推進に向けた取組を行う。

本基本方針に基づく取組状況については，定期的にフォローアップを行うこととし，今般の事態の再発防止及び障害者雇用のさらなる推進に向けた取組を着実に推進し，今後においても障害者の雇用を不断に推進していく。

（別紙１）

再発防止のための対策

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による検証結果を踏まえ，今回の事態を招いたことを真摯に反省するとともに，法の理念に対する意識を十分持った上で，障害者雇用に関する事務を進めるように理解を深める。その上で，通報対象となる障害者の範囲やその確認方法等に関して厚生労働省から示されるガイドラインや判断基準などを下級裁に周知徹底するとともに，様々な機会を捉えて，障害者雇用事務の担当者のみならず幹部職員に，それらの趣旨を説明するなどして十分理解させる。具体的には，再発防止策として以下の取組を実施する。

1　最高裁判所における取組

・　今回の事態を裁判官を含む裁判所職員一人一人が重く受け止め，深い反省を忘れないため，法の理念はもとより今回の事案で得られた教訓などを最高裁判所が実施する研修等の中で取り上げ，永く組織全体で語り継いでいくことができるよう，取り組む。また，各裁判所で実施する研修等の参考になる資料も作成し，配布する。

・　最高裁判所事務総局人事局において，通報対象となる障害者の範囲及びその確認方法等に関する実務に係る留意事項について示した厚生労働省作成の手引き（以下「手引き」という。）を，毎年度，各裁判所に配布する。

・　最高裁判所事務総局人事局は，毎年度，各裁判所に対して厚生労働省作成の「障害者の任免状況の通報に関するチェックシート」（以下「チェックシート」という。）を配布し，高等裁判所からチェック済みの当該高等裁判所のチェックシートの提出を求め，その内容を確認する。

・　最高裁判所事務総局人事局は，各裁判所から通報される任免状況に関して，各裁判所が保存する通報対象となる障害者の名簿や障害者手帳（身体障害者につい

ては指定医等の診断書を含む。以下同じ。）の写し等の関係書類について，適宜，裁判所を選定して必要な調査を行い，通報対象となる障害者の範囲やその確認方法等の実務が適切に実施されているかを確認する。

・　最高裁判所事務総局人事局は，各裁判所で再発防止策が継続的に実効あるものとして実施されているか，適宜，取組状況のフォローアップを行う。

2　高等裁判所における取組

・　高等裁判所は，今回の事案で得られた教訓などを，高等裁判所が実施する研修等で取り上げるよう，取り組む。

・　高等裁判所は，毎年度，管内の地方・家庭裁判所からチェック済みの当該各裁判所のチェックシートの提出を求め，その内容を確認する。

・　高等裁判所は，管内の地方・家庭裁判所が通報した任免状況について，通報対象となる障害者の範囲やその確認方法等が適切に取り扱われていることを確認するため，適宜，裁判所を選定して障害者手帳の写しを実地に確認し，障害者の任免状況の増減理由に関するヒアリングなどを行う。

3　各裁判所における取組

・　各裁判所は，今回の事案で得られた教訓などを，自庁で実施する研修等で取り上げるよう，取り組む。

・　各裁判所は，手引きにしたがって，通報対象となる障害者の名簿を作成するとともに，障害者手帳の写し等の関係書類を保存する。

・　各裁判所は，通報対象となる障害者の範囲及びその確認方法，法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の計上，通報書の作成などに関し，チェックシートを活用しながら，複数の職員によりチェックするなどの体制強化を図る。

（別紙２）

裁判所における障害者雇用のさらなる推進に向けた取組

１　障害者雇用の推進に向けた基礎的な取組

（１）　体制整備

①　障害者のそれぞれの障害特性等を適切に踏まえ，活躍の場を広げ，いきいきと働くことのできる職場環境の整備を行う等，裁判所全体で障害者雇用をさらに推進するため，最高裁判所事務総長を本部長とする障害者雇用推進本部を設置する。

②　最高裁判所事務総局人事局内に設置された，参事官を「実務責任者」とし，その下に「障害者雇用推進チーム」を置く障害者雇用推進体制において，新たな採用の実施から採用後の育成，定着のフォローアップ等まで実務面を企画・推進する。また，各高等裁判所に設置された，高等裁判所事務局人事課企画官などを「障害者雇用推進調整担当者」とする体制により，「障害者雇用推進チーム」と連携を図る。

③　高等裁判所において，高等裁判所及び当該高等裁判所管内の障害者雇用をさらに推進させるため，高等裁判所事務局長を「障害者雇用責任者」，人事課長を「障害者雇用推進担当者」とし，障害者雇用をさらに推進させるための方策の検討及び障害者の活躍できる職場環境作り等に取り組む。

④　地方・家庭裁判所において，当該裁判所の障害者雇用をさらに推進させるため，各裁判所長を「障害者雇用責任者」，人事担当課長を「障害者雇用推進担当者」とし，障害者雇用をさらに推進させるための方策の検討及び障害者の活躍できる職場環境作り等に取り組む。

（２）　職員の障害者に対する理解の促進に向けた取組

障害のある職員と障害のない職員とが共に働くことの意義について，深く理解し，実感できるように，人事担当者及び障害者と共に働く同僚・上司の理解が進むように以下の取組を進める。

① 人事担当者の理解促進

最高裁判所事務総局人事局は，障害者の働きやすい職場環境づくりや障害特性に応じた雇用管理に関する人事担当者の理解を深める以下の取組を進める。

・ 人事担当職員に対し，障害者雇用に関する各種マニュアル・ガイドブック等の資料を配布する。

・ 人事担当職員に，「障害者雇用キーパーソン養成講習会」（内閣人事局主催），「障害者雇用セミナー」（内閣人事局及び厚生労働省主催），「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」（厚生労働省主催）等を受講させる。

② 障害者と共に働く同僚・上司の理解促進

最高裁判所事務総局人事局は，裁判官を含む職場の同僚・上司が，障害に対する理解を深め，障害のある職員を温かく見守り，支援する応援者となるよう，障害に対する理解を深めるための以下の取組を推進する。

・ 各裁判所が，障害者雇用に関する研修や勉強会などを開催できるように支援し，障害者と共に働く同僚・上司の理解を深めることができるようにする。

・ 精神・発達障害者と共に働く同僚・上司が，「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講できるようにする。なお，同講座の e-ラーニング版も，積極的に活用する。

・ 障害者就労支援機関等の担当者等から障害特性や配慮すべき点等についてアドバイスを受け，各裁判所を通じ，障害者と共に働く同僚・上司に還元できるようにする。

2 法定雇用率の達成に向けた採用を進めるための取組

（1）障害者採用計画の策定

障害者雇用促進法の下，平成 31 年末までの障害者採用計画を策定し，当該計画に則って法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進める（裁判所における障害者採用計画は別表）。

（2） 採用活動に関する取組

最高裁判所事務総局人事局は，速やかに法定雇用率の達成が図れるよう，以下の取組を推進する。

・　裁判所ウェブサイトに採用情報を掲載する。

・　ハローワークに対して業務内容や業務上の配慮などを分かりやすく示した求人申込みを行う。

・　各裁判所が，求人の段階から，ハローワーク，就労支援機関等と連携を図り，採用後においても障害者に対する支援・指導を受けるようにする。

・　各裁判所の人事担当者が，ハローワークが開催する障害者用の求人選考会・合同面接会や障害者就労支援機関等への見学会等に参加できるようする。

（３）　職員の任用上の取組

①　裁判所の事務の特性も踏まえ，個々の障害者がその障害の内容及び程度に応じて能力を発揮できる具体的な職務を把握し，その準備を行う。

具体的には，裁判事務や司法行政事務の中で，障害者に従事可能な業務を積極的に抽出し，業務の再構築をする。なお，業務の抽出の際には，障害者はそれぞれの障害特性等により多様であることから，業務は幅広く抽出し，実際に雇用する障害者の障害の程度や内容だけでなく，意欲や能力に応じて仕事を振り分け，それぞれの障害者がそれぞれの能力を発揮して充実した職業生活を送れるようにする。

②　平成３０年度中に，初回の非常勤職員の公募・採用を実施する。

③　平成３１年中に，障害者の常勤採用に向け，公募による応募者（非常勤職員（障害者）を含む）に対する新たな選考採用を実施し，その後も定員・欠員の状況等を踏まえ，継続して常勤での採用を進める。

④　内閣人事局において今後整備される制度を参考にしながら，選考を経て常勤職員として採用予定の者について，本人の希望に応じ，採用前に非常勤職員として勤務できる「プレ雇用」の取組を行う。

⑤　内閣人事局及び人事院において今後整備される制度を参考にしながら，非常勤職員として採用後，能力・適性に応じ，必要な手続を経て，常勤職員へ

の「ステップアップ」の取組を行う。

⑥　常勤職員として採用後，能力・適性に応じ，裁判所書記官等の資格の取得に向けた動機付けを行うとともに，日常の業務を通じたＯＪＴなどにより，資格官職への道が開かれるように支援の取組を行う。

3　障害者が職場定着し活躍できる環境作りのための取組

（1）　障害者の受け入れ・職場定着のための取組

①　職員（障害者）の上司等からの面談等を通じて，障害者の意見をよく聞いて，障害者の受け入れ，職場定着の環境作りに反映できるようにする。

②　職員（障害者）と共に働く同僚・上司からの面談等を通じて，共に働く者の意見をよく聞いて，障害者雇用の積極的意義の組織全体への浸透やこれを踏まえた障害者の受け入れ，職場定着の環境作りに反映できるようにする。

③　最高・高等・地方・家庭裁判所に，職員（障害者）からの相談窓口を設置し，採用時等に周知する。

④　障害者が働きやすいよう，施設・設備を改善し，障害の特性に応じて，必要な備品等の整備等について取り組む。

⑤　障害者の採用後の状況等を通じて，障害に対する理解を深めるとともに，雇用に当たっての課題の発見とその改善策の検討に取り組むことにより，障害者雇用に係るノウハウを蓄積し，より良い職場環境づくりにつなげる。

（2）　人事管理の在り方等についての取組

①　常勤職員として採用する者について，早出遅出勤務及びフレックスタイム制等を柔軟に運用することで，障害者の働きやすさを考慮した勤務時間等の設定に配慮する。

②　常勤職員として採用する者について，本人の障害の特性に応じて異動先を検討したり，異動サイクルを他の常勤職員よりも長くしたりするなどして，安定的に業務を行えるよう配慮する。

③　常勤職員として採用する者について，障害の特性に応じ，通勤等に負担の

ない宿舎への入居を可能とするよう配慮する。

④　非常勤職員として採用する者について，障害者の働きやすさを考慮し，障害の特性に応じ，勤務時間等を柔軟に設定するよう配慮する。

（別表）

	障害者である職員の不足数（平成30年6月1日現在）	採用予定数		採用予定数の合計
		計画の始期～平成30年度末	平成31年度当初～計画の終期	
裁判所合計	347.0	30.0	322.0	352.0
最高裁判所	20.0	7.0	13.0	20.0
高等裁判所	24.0	11.0	13.0	24.0
地方裁判所	205.0	10.0	199.0	209.0
家庭裁判所	98.0	2.0	97.0	99.0

【資料８】

下級裁判所事務処理規則

昭和23年8月18日最高裁判所規則第１６号
改正　昭和23年12月28日最高裁判所規則第３８号
昭和24年7月1日最高裁判所規則第１２号
昭和25年11月15日最高裁判所規則第２５号
昭和28年6月30日最高裁判所規則第９号
昭和29年6月1日最高裁判所規則第８号
昭和30年11月17日最高裁判所規則第１０号
昭和32年6月15日最高裁判所規則第１１号
昭和34年10月1日最高裁判所規則第１２号
昭和39年3月26日最高裁判所規則第２号
昭和40年3月31日最高裁判所規則第５号
昭和41年10月15日最高裁判所規則第８号
昭和44年3月25日最高裁判所規則第１号
昭和44年9月1日最高裁判所規則第６号
昭和48年7月16日最高裁判所規則第５号
昭和59年3月29日最高裁判所規則第２号
昭和61年10月30日最高裁判所規則第５号
昭和63年7月20日最高裁判所規則第４号
平成6年6月30日最高裁判所規則第３号
平成16年3月31日最高裁判所規則第７号
平成17年2月14日最高裁判所規則第７号
平成24年3月12日最高裁判所規則第２号

下級裁判所事務処理規則を次のように定める。

下級裁判所事務処理規則

第一条　この規則で、裁判所とは、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所をいう。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第二条　司法年度は、一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

第三条　高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の各支部に勤務する裁判官が一人のときは、その裁判官を支部長とし、二人以上のときは、最高裁判所がそのうちの一人に支部長を命ずる。

②　支部長は、当該支部の事務を総括する。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第四条　各高等裁判所及び各地方裁判所に部を置く。高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に部を置くことができる。

②　部の数は、最高裁判所が当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、これを定める。

③　部には、合議体を構成するに足りる裁判官を置く。

④　部に属する裁判官のうち一人は、部の事務を総括する。

⑤　前項の規定により部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、

家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし、その他の部においては、毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする。
⑥ 最高裁判所は、前項の指名を受けた裁判官に病気その他の事由により引き続き差支のあるときは、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、その指名を取り消すことができる。
（昭二三最裁規三八・昭二九最裁規八・昭三〇最裁規一〇・昭五九最裁規二・平一七最裁規七・一部改正）
第五条 合議体は、一の部又は支部の裁判官でこれを構成する。
② 合議体では、第三条第二項又は前条第四項の裁判官が裁判長となる。但し、部が置かれない家庭裁判所においては、家庭裁判所長が裁判長となる。
③ 前項の裁判官に差し支えのあるときは、第六条第一項又は第三項の規定により定められた順序により、他の裁判官が裁判長となる。
（昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正）
第六条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。
② 各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める。
③ 前二項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定め、知的財産高等裁判所の各部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部において、これを定める。
（昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正）
第七条 前条第一項又は第三項（各部の裁判官に対する裁判事務の分配に係る部分を除く。）の規定により定められた事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の部の事務が多過ぎる場合、裁判官が退官、転官又は転所した場合その他長期にわたる欠勤等のために裁判官に引き続き差支のある場合を除いては、司法年度中、これを変更しない。
（平一七最裁規七・一部改正）
第八条 二人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差支のあるときの代理順序は、毎年あらかじめ、監督地方裁判所が、これを定める。
② 前条の規定は、前項の規定により定められた事務の分配及び裁判官に差支のあるときの代理順序について、これを準用する。
第九条 開廷の日割は、各裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。但し、簡易裁判所においては、司法行政事務を掌理する裁判官がこれを定める。
② 前項本文の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における開廷の日割は、知的財産高等裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
（平一七最裁規七・一部改正）

第十条 裁判官が、その勤務する裁判所の所在地外で職務を行おうとするときは、当該裁判所にその旨を届け出なければならない。
第十条の二 第四条の部に裁判所書記官及び裁判所速記官を置く。
② 各地方裁判所及び各家庭裁判所の裁判官で第四条の部に属しないもの及び各簡易裁判所の裁判官は、前項の規定の適用については、第四条の部とみなす。
（昭二五最裁規二五・追加、昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正）
第十一条 裁判所は、当該裁判所及び管轄区域内の裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官に、互いにその職務を補助させることができる。
（昭二四最裁規一二・昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正）
第十二条 裁判官会議は、高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が、必要に応じてこれを招集する。
（昭二三最裁規三八・一部改正）
第十三条 各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。
（昭二三最裁規三八・一部改正）
第十四条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該裁判官会議を組織する各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
第十五条 裁判官会議は、公開しない。但し、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。
② 判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、所属の裁判所又は当該職務を行う裁判所の裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。
③ 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。
④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。
⑤ 裁判官会議において適当と認めるときは、当該裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。
（昭二三最裁規三八・昭二五最裁規二五・昭四一最裁規八・一部改正）
第十五条の二 検察審査会事務局長は、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所の定めるところにより、検察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。
（昭四四最裁規六・追加）
第十六条 裁判官会議は、当該裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ決議をすることができない。
第十七条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。
第十八条 裁判官会議の議事については、議事録を作らなければならない。
② 議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びこれを作つた者が、これに署名しなければならない。
第十九条 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。
（昭二三最裁規三八・一部改正）
第二十条 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を当該裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。
② 裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。
第二十条の二 第十二条から前条まで（第十五条の二を除く。）の規定は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議について準用する。この場合において、第十二条中「高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が」とあるのは「知的財産高等裁判所長が」と、第十三条中「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）」とあるのは「知的財産高等裁判所に勤務する判事」と、同条及び第十九条中「高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長」とあるのは「知的財産高等裁判所長」と、第十五条第二項中「判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官」とあるのは「高等裁判所の裁判官の職務を行う裁判官のうち知的財産高等裁判所に勤務する裁判官」と、同条第三項中「事務局長」とあるのは「知的財産高等裁判所事務局長」と、同条第四項中「首席書記官及び首席家庭裁判所調査官」とあるのは「知的財産高等裁判所首席書記官」と読み替えるものとする。
（平一七最裁規七・追加）
第二十一条 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。
（昭二三最裁規三八・一部改正）
第二十二条 各高等裁判所長官、各地方裁判所長、各家庭裁判所長、各支部長又は部の事務を総括する各裁判官に差支のある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。
② 前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、当該裁判官会議の議により、これを変更する。
③ 第一項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所長又は知的財産高等裁判所の部の事務を総括する各裁判官に差し支えのある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定める。
④ 第二項の規定は、前項の規定による代理順序について準用する。この場合において、第二項中「裁判官会議」とあるのは、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」と読み替えるものとする。

（昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正）
第二十三条 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差支のある場合において、これを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所を監督する地方裁判所が、これを定める。
② 前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、監督地方裁判所がこれを変更する。
第二十四条 各高等裁判所の事務局に総務課、人事課及び会計課を、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に総務課及び会計課を置く。
② 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各支部並びに各簡易裁判所に庶務課を置く。
③ 前項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所事務局に庶務第一課及び庶務第二課を置く。
④ 第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の指定する簡易裁判所に、その庶務をつかさどらせるため、事務部を置く。事務部に第一課及び第二課を置く。
⑤ 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
⑥ 知的財産高等裁判所事務局に知的財産高等裁判所事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。知的財産高等裁判所事務局長は、知的財産高等裁判所長の監督を受けて、知的財産高等裁判所事務局の事務を掌理し、知的財産高等裁判所事務局の職員を指揮監督する。
⑦ 第四項に規定する事務部に事務部長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務部長は、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の監督を受けて、事務部の事務を掌理し、事務部の職員を指揮監督する。
⑧ 各課に課長一人を置き、当該裁判所に勤務する裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長については当該高等裁判所が、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の課長については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、これを命ずる。課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。
⑨ 各課の組織及び所掌事務に関しては、最高裁判所が別に定める。
⑩ 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、第一項及び第二項の規定に異なる定をすることができる。
（昭三四最裁規一二・全改、昭三九最裁規二・昭四四最裁規一・昭四四最裁規六・昭四八最裁規五・昭六一最裁規五・昭六三最裁規四・平六最裁規三・平一七最裁規七・平二四最裁規二・一部改正）
第二十五条 削除（昭二八最裁規九）
第二十六条 地方裁判所又は家庭裁判所が、最高裁判所に、簡易裁判所が、最高裁判所又はその監督上級の高等裁判所に指示を求め、又は報告をするには、特別の定のある場合を除いて、中間の監督上級裁判所を経由しなければならない。但し、緊急の事項については、直接に指示を求め、又は報告をすることができる。この場合においては、当該地方裁判所、当該家庭裁判所又は当該簡易裁判所は、速やかに中間の監督上級裁判所にその旨を報告しなければならない。
（昭二三最裁規三八・一部改正）

第二十七条 裁判所と中央官庁、外国に在る日本の官庁及び外国官庁との間に文書を往復するには、特別の定のある場合を除いて、最高裁判所を経由しなければならない。但し、中央官庁との間に訴訟書類を往復する場合は、この限りでない。
第二十八条 各高等裁判所、各地方裁判所、各家庭裁判所、知的財産高等裁判所及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の各裁判官は、この規則の施行に関して必要な事項を定めることができる。ただし、司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官が定める場合には、当該裁判所を監督する地方裁判所の認可を得なければならない。
（昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正）
附則
この規則は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。
附則（昭和二三年一二月二八日最高裁判所規則第三八号）抄
第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。
附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規則第一二号）
この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。
附則（昭和二五年一一月一五日最高裁判所規則第二五号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和二八年六月三〇日最高裁判所規則第九号）
この規則は、昭和二十八年七月一日から施行する。
附則（昭和二九年六月一日最高裁判所規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和三〇年一一月一七日最高裁判所規則第一〇号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規則第一一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一二号）
１ この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。
２ この規則施行の際現に課長又は主任の職にある者は、この規則による改正後の第二十四条の規定により、この規則施行の日に、それぞれ課長又は室長を命ぜられたものとみなす。
附則（昭和三九年三月二六日最高裁判所規則第二号）抄
１ この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規則第五号）
この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。
附則（昭和四一年一〇月一五日最高裁判所規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和四四年三月二五日最高裁判所規則第一号）
この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。
附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第六号）抄
１ この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。
２ この規則施行の際現に資料室長の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、当該裁判所の資料課長を命ぜられたものとみなす。
附則（昭和四八年七月一六日最高裁判所規則第五号）
この規則は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月二九日最高裁判所規則第二号）
この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附則（昭和六一年一〇月三〇日最高裁判所規則第五号）
この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。
附則（昭和六三年七月二〇日最高裁判所規則第四号）
この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。
附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）
この規則は、平成六年八月一日から施行する。
附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄
１　この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）
この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
附則（平成二四年三月一二日最高裁判所規則第二号）
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

大法廷首席書記官等に関する規則（原文は縦書き）

昭和二十九年六月一日最高裁判所規則第九号
改正　昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号
同三四年一〇月一日同第一三号
同三八年四月二二日同第五号
同四〇年一月二九日同第二号
同四〇年三月三一日同第五号
同四二年六月一〇日同第六号
同四三年四月二〇日同第一号
同四四年九月一日同第七号
同四五年五月二五日同第四号
同五三年二月三日同第一号
同五六年三月三〇日同第三号
平成六年六月三〇日同第三号
同九年十一月二六日同第六号
同一〇年七月二七日同第三号
同一二年七月一九日同第一〇号
同一六年三月三一日同第七号
同一七年二月一四日同第七号
同一七年七月二七日同第一一号
同一九年三月二九日同第三号
同二〇年五月三〇日同第七号
同二二年三月一七日同第二号
同二三年七月二九日同第二号

首席書記官等に関する規則を次のように定める。

大法廷首席書記官等に関する規則

（昭五六最裁規三・改称）

首席書記官等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第二十六号）の全部を改正する。

（大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官）

第一条　最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。

２　大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

３　大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

４　小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

（昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭五三最裁規一・一部改正）

（訟廷首席書記官）

第二条　最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。

２　訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

３　訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

（昭三八最裁規五・追加、昭五三最裁規一・旧第一条の二繰下・一部改正）

（首席書記官）

第三条　高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の家庭裁判所に首席書記官を置く。

２　最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。

３　首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

４　高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

５　第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

６　第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（昭三〇最裁規一・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・一部改正）

（知的財産高等裁判所首席書記官）

第三条の二　知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所首席書記官を置く。

２　知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

３　知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（平一七最裁規七・追加）

（次席書記官）

第四条　最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く。

２　次席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

３　第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。

４　第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助け、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の首席書記官を助ける。

（昭四三最裁規一・追加、昭四五最裁規四・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条

の二繰下・昭五六最裁規三・平一二最裁規一〇・平一六最裁規七・平一九最裁規三・平二三最裁規二・一部改正）

（総括主任書記官）

第四条の二　最高裁判所の指定する地方裁判所に総括主任書記官を置く。

２　総括主任書記官は、当該地方裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二三年最高裁判所規則第一六号）第四条の部をいう。以下同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第一〇条の二第二項の規定により部とみなされるものをいう。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命じる。

３　総括主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

（平一〇最裁規三・追加、平一六最裁規七・平二二最裁規二・一部改正）

（主任書記官）

第五条　高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

２　主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

３　主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。

４　高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

５　高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

（昭三四最裁規一三・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第三条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二二最裁規二・一部改正）

（主任速記官）

第五条の二　最高裁判所の指定する地方裁判所に主任速記官を置く。

２　主任速記官は、当該地方裁判所の部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

３　主任速記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

（昭五六最裁規三・追加、平一六最裁規七・一部改正）

（訟廷管理官）

第六条　高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

２　最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。

３　訟廷管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

４　訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、第五条第四項の上席の主任書記官又は同条第五項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては速記に関する訟廷事務をそれぞれ除く。）をつかさどる。

（昭三四最裁規一三・追加、昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一旧第四条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

（裁判員調整官）

第六条の二　地方裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所の支部に裁判員調整官を置く。

２　裁判員調整官は、当該地方裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

３　裁判員調整官は、刑事の首席書記官の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

（平二〇最裁規七・追加、平成二二年最裁規二・一部改正）

（速記管理官）

第七条　最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記管理官及び刑事の速記管理官又は速記管理官を置く。

２　速記管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

３　速記管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、当該地方裁判所のその他の裁判所速記官の一般執務についての指導監督に関し、首席書記官を助け、かつ、首席書記官の命を受けて速記に関する訟廷事務をつかさどる。

（昭五三最裁規一・追加、昭五六最裁規三・平九最裁規六・平一六最裁規七・一部改正）

（他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係）

第八条　この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

（昭三四最裁規一三・旧第四条繰下・一部改正、昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規一・昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第五条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

附則

この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一三号）
１　この規則は，昭和三四年一一月一日から施行する。
２　この規則の施行前に行われた主任書記官の任命は、この規則による改正後の第三条の規定によつて行われたものとみなす。
附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規則第五号）
この規則は、昭和三八年五月一日から施行する。
附則（昭和四〇年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄
１　この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規則第五号）
この規則は、昭和四〇年四月一日から施行する。
附則（昭和四二年六月一〇日最高裁判所規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第一号）
この規則は、昭和四三年五月一日から施行する。
附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号）抄
１　この規則は、昭和四四年一〇月一日から施行する。
２　この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。
附則（昭和四五年五月二五日最高裁判所規則第四号）
この規則は、昭和四五年六月一日から施行する。
附則（昭和五三年二月三日最高裁判所規則第一号）抄
（施行期日）
１　この規則は、昭和五三年二月一五日から施行する。
附則（昭和五六年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄
（施行期日）
１　この規則は、昭和五六年四月六日から施行する。
附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）
この規則は、平成六年八月一日から施行する。
附則（平成九年一一月二六日最高裁判所規則第六号）
この規則は、平成九年一二月一日から施行する。
附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）
この規則は、平成一〇年八月一日から施行する。
附則（平成一二年七月一九日最高裁判所規則第一〇号）
この規則は、平成一二年八月一日から施行する。
附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄
１　この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）
この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
附則（平成一七年七月二七日最高裁判所規則第一一号）
この規則は、平成一七年八月一日から施行する。
附則（平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号）
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）
　この規則は、平成二十年八月一日から施行する。
附則（平成二二年三月一七日最高裁判所規則第二号）
　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則（平成二三年七月二九日最高裁判所規則第二号）
　この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

参 考 統 計 表

第１表　通常訴訟事件，略式請求事件の処理状況　（平成20年～29年）－高裁・地裁・簡裁------ 1
〔参考グラフ〕通常訴訟事件，略式請求事件の推移
（平成20年～29年）－高裁・地裁・簡裁------ 1
〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移　（昭和24年～平成29年）－地裁------ 2
第２表　長期係属実人員の長期化事由別内訳　（平成20年～29年）－高裁・地裁------ 3
第３表　事案複雑等を事由として審理期間が２年を超える長期係属事件の
合議（法定・裁定）・単独別，罪名別審理長期化の事由　（平成29年末現在）－地裁------ 3
〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移
（平成10年～29年各年末現在）－高裁・地裁・簡裁------ 4
第４表　被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況　（平成20年～29年）－地裁・簡裁------ 5
第５表　通常第一審において弁護人が選任された人員　（平成20年～29年）－地裁・簡裁------ 6
第６表　通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間，平均開廷回数，
平均開廷間隔及び平均取調べ証人数　（平成20年～29年）－地裁・簡裁------ 7
第7-1表　通常第一審における終局人員の審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔
（平成20年～29年）－地裁------ 8
第7-2表　通常第一審における終局人員の審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔
（平成20年～29年）－簡裁------ 9
第８表　通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員
（平成20年～29年）－地裁・簡裁------ 10
〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移
（平成20年～29年）－地裁------ 10
第９表　通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
（平成25年～29年）－地裁・簡裁------ 11
第10表　簡易公判手続決定人員と決定取消人員　（平成20年～29年）－地裁・簡裁------ 12
第11表　刑訴法３３２条による移送人員　（平成20年～29年）－簡裁------ 12
第12表　即決裁判手続により審判が行われた人員　（平成18年10月2日～29年累計）－地裁・簡裁------ 13
第13表　控訴申立人員及び控訴率　（平成20年～29年）－地裁・簡裁------ 14
第14表　犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況
（平成20年～29年）－高・地・簡裁総数------ 15
第15-1表　通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）
（平成20年12月～29年累計）－地・簡裁総数------ 16
第15-2表　通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）
（平成21年～29年）－地・簡裁総数------ 16
第16表　刑事損害賠償命令事件の処理状況　（平成20年12月～29年）－地裁------ 17
第17表　刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数　（平成20年12月～29年）－地裁------ 17
第18表　逮捕状の請求と発付等
（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁------ 18
第19表　差押・記録命令付差押・捜索（許可）状・検証許可状の請求と発付等
（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁------ 19
第20表　勾留請求と勾留状の発付等
（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁------ 20
第21表　通常第一審における勾留，保釈請求，保釈人員及びその割合
（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁------ 21
第22表　準抗告事件の処理状況　（平成20年～29年）－地裁------ 22
第23表　医療観察処遇事件における終局区分　（平成17年～29年）－地裁------ 23

最高裁判所事務総局刑事局
（平成３０年１１月１２日作成）

第１表　通常訴訟事件，略式請求事件の処理状況

（平成20年～29年）－高裁・地裁・簡裁

区分 / 年次	通常訴訟事件									略式命令請求事件（新受人員）
	高裁			地裁			簡裁			
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	
平成 20 年	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970

（注）　刑事月報による延べ人員（同一被告人につき別件が係属した都度累積計上）である。

〔参考グラフ〕

通常訴訟事件，略式請求事件の推移

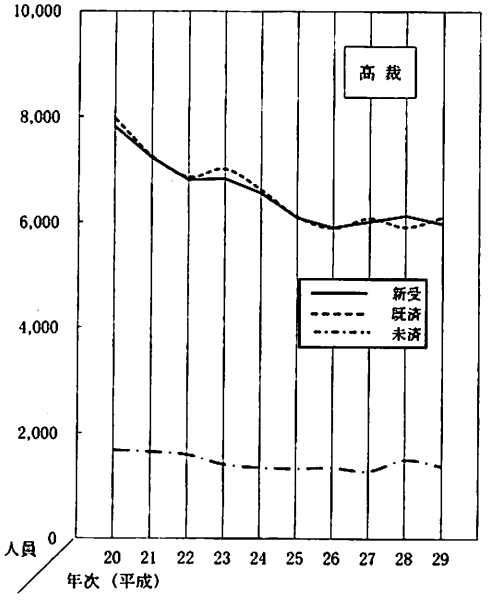

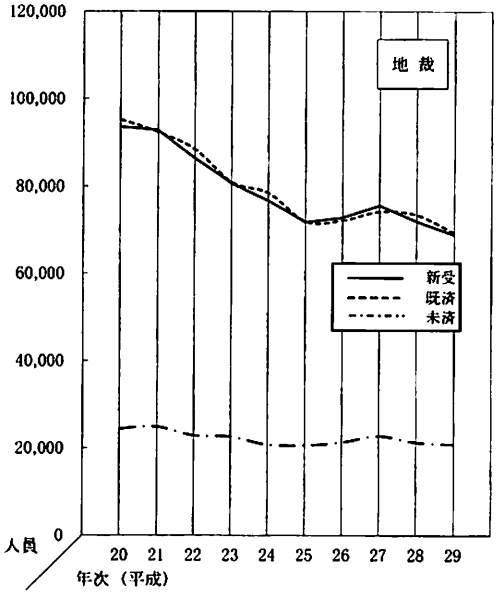

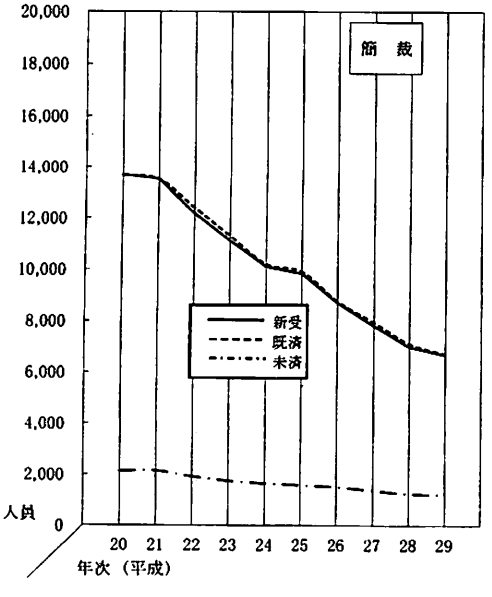

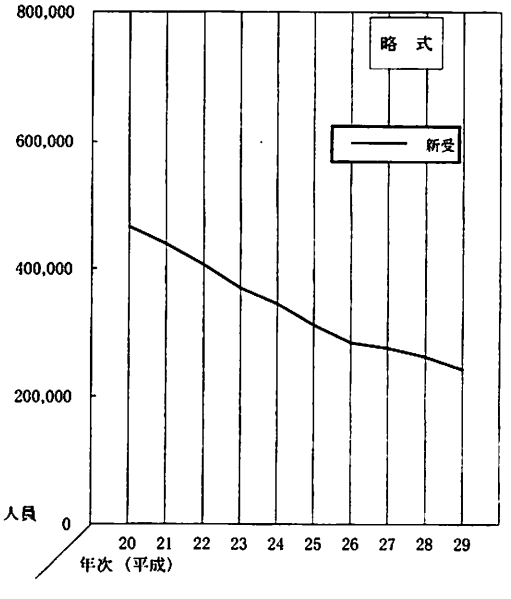

〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～平成29年）－地裁

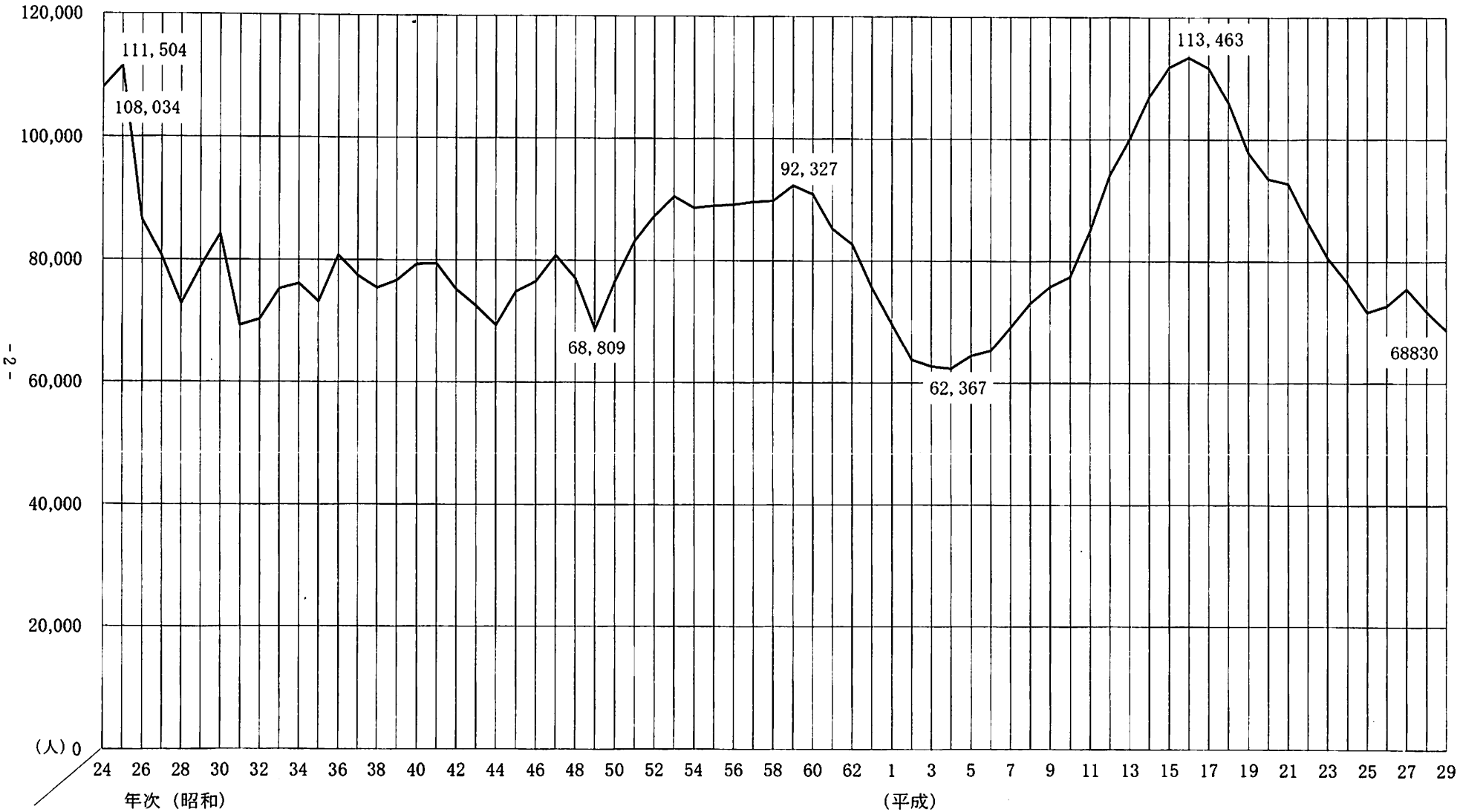

（注）　司法統計年報による延べ人員であり，再審事件を含まない。

第２表　長期係属実人員の長期化事由別内訳　（平成20年～29年）－高裁・地裁

裁判所 / 長期化事由 / 年次	高裁			地裁			
	総数	事案複雑等	逃亡等	総数	事案複雑等		逃亡等
					2年を超える	3年を超える	
平成 20 年	17	3	14	162	27	24	111
21	21	9	12	133	29	2	102
22	17	6	11	136	37	3	96
23	21	9	12	186	70	7	109
24	23	8	15	155	46	17	92
25	15	3	12	137	26	18	93
26	16	4	12	158	50	16	92
27	17	3	14	152	53	12	87
28	14	1	13	184	73	20	91
29	11	6	5	178	65	34	79

（注）１　当刑事局への個別報告による概数である。
　　２　長期係属実人員とは，係属２年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り１人として計上）である。

第３表　事案複雑等を事由として審理期間が２年を超える長期係属事件の合議（法定・裁定）・単独別，罪名別審理長期化の事由　（平成２９年末現在）　－地裁

審理長期化の事由 / 罪名	係属事件数	事案複雑									その他			
		訴因多数	被告人多数	計算関係複雑	公判等を要した証人調べに多数の	公判を要した被告人質問に多数の	時日を要した鑑定に	時日を要した検察官の証拠整理に	時日を要した証拠の閲覧・謄写に	その他	進捗が遅れた紛議等のため実体審理の	多数又は指定困難公判期日の変更・延期	関連事件の審理待ち	その他
総数	59	(18.6) 11	(16.9) 10	(5.1) 3	(39.0) 23	(16.9) 10	(5.1) 3	(35.6) 21	(25.4) 15	(61.0) 36	－ －	(15.3) 9	(1.7) 1	(35.6) 21
法定合議	18	4	6	－	－	－	1	10	10	13	－	3	1	6
裁定合議	28	4	4	3	15	8	1	10	5	19	－	3	－	10
単独	13	3	－	－	8	2	1	1	－	4	－	3	－	5
詐欺	10	5	－	－	5	2	－	1	1	3	－	－	－	5
殺人	4	－	－	－	－	－	1	1	2	2	－	－	－	3
過失運転致死傷	4	－	－	－	－	－	－	1	－	4	－	－	－	1
組織的犯罪処罰法違反	4	－	4	－	－	－	－	4	4	4	－	－	－	－
傷害	3	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	1	－	－
業務上横領	3	1	－	1	－	1	－	1	－	3	－	－	－	－
覚せい剤取締法違反	3	－	－	－	1	1	－	1	－	3	－	1	－	1
強制わいせつ・同致死傷	2	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	2
強盗・同致死傷	2	1	1	－	－	－	－	1	1	1	－	1	1	1
逮捕監禁・同致死傷	2	2	－	－	－	－	－	2	2	2	－	2	－	1
常習累犯窃盗	2	－	－	－	1	－	2	1	－	1	－	1	－	1
政治資金規正法違反	2	－	1	－	2	2	－	－	1	－	－	－	－	－
労働安全衛生法違反	2	－	1	－	1	－	－	2	－	1	－	－	－	－
法人税法違反	2	－	1	2	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1
その他	14	2	2	－	9	3	－	6	4	11	－	3	－	5

（注）１　当刑事局への個別報告による件数建てである。
　　２　複数罪名の事件については，審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。
　　３　１件で複数の事由がある場合には，各欄に重複して計上した。
　　４　「過失運転致死傷」には，平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。
　　５　（　）内は係属事件数に対する％である。

〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移　　（平成10年～29年各年末現在）－高裁・地裁・簡裁

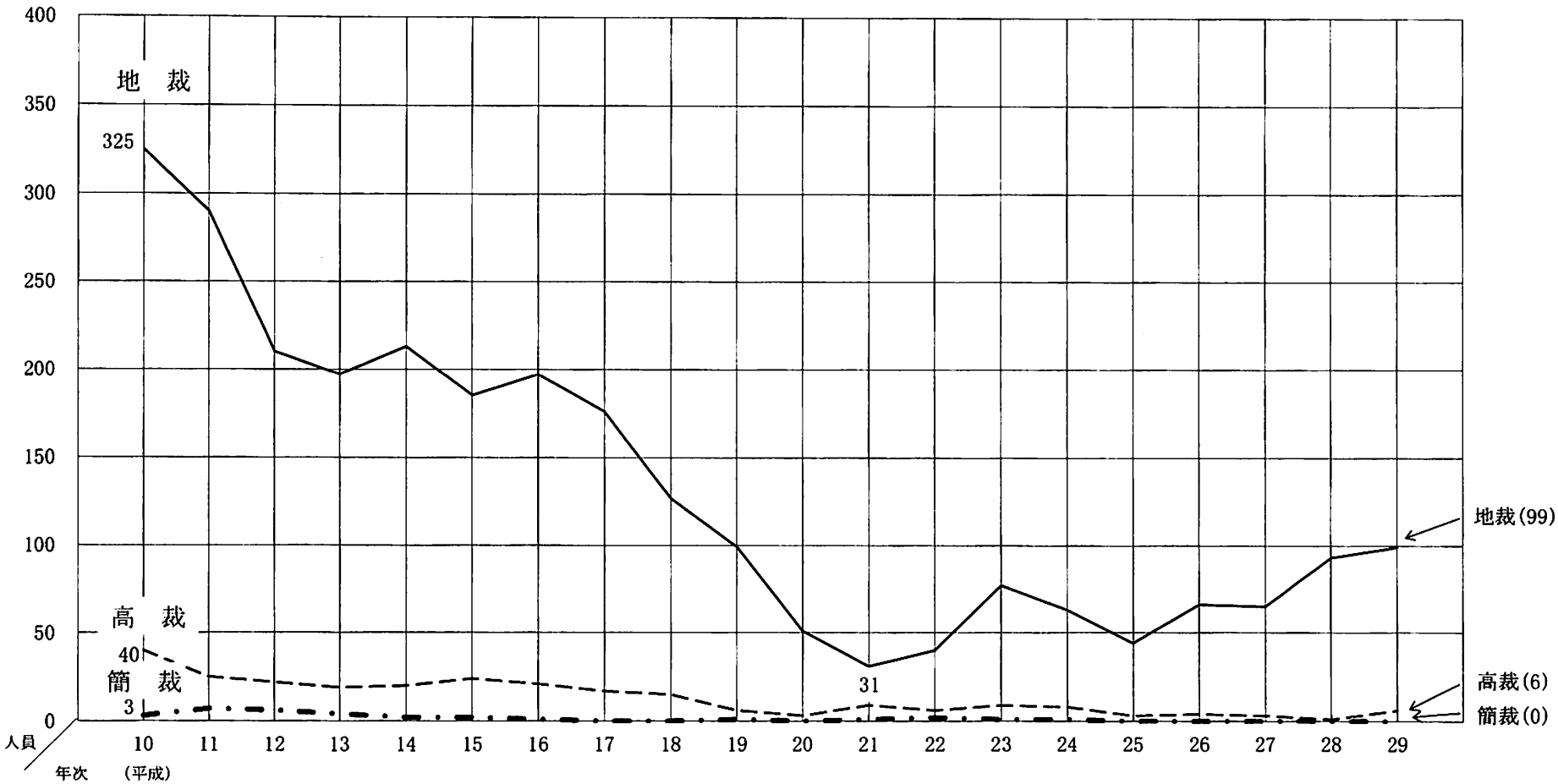

（注）1　当刑事局への個別報告による係属２年を超える事件の実人員である。
　　2　高裁については特別権限による第一審事件を除く。
　　3　概数である。

第４表　被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

（平成20年～29年）－地裁・簡裁

裁判所	区分 / 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
地裁	平成 20 年	55,527	3,508	8	3,508	7	3,409	7
	21	49,899	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
簡裁	平成 20 年	73,742	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	21	77,893	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1

（注）　1　司法統計年報による延べ人員である。
2　「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には，刑訴法350条の3第1項による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。
3　被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には，勾留請求が却下されたため，国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

第５表　通常第一審において弁護人が選任された人員　　（平成20年～29年）－地裁・簡裁

裁判所 / 区分 / 年次	地裁								簡裁							
	終局人員	弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	私選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	国選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	弁護人が選任されなかった人員	終局人員	弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	私選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	国選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	弁護人が選任されなかった人員
平成 20 年	67,644	(98.7)	(80.2)	(24.7)	(20.3)	(77.3)	(62.9)	(1.3)	10,632	(98.3)	(85.4)	(8.9)	(7.8)	(91.3)	(79.3)	(1.7)
		66,736	54,270	16,687	13,716	52,301	42,562	908		10,455	9,076	950	834	9,703	8,428	177
21	65,875	(99.0)	(81.2)	(22.8)	(18.6)	(80.1)	(65.9)	(1.0)	10,715	(98.7)	(87.1)	(7.9)	(6.9)	(93.5)	(82.7)	(1.3)
		65,216	53,514	14,996	12,264	52,758	43,409	659		10,571	9,332	845	742	10,020	8,859	144
22	62,840	(99.3)	(82.2)	(18.0)	(14.0)	(84.0)	(70.2)	(0.7)	9,876	(98.8)	(86.8)	(5.3)	(4.1)	(94.4)	(83.4)	(1.2)
		62,401	51,650	11,317	8,803	52,779	44,090	439		9,759	8,576	521	407	9,326	8,233	117
23	57,968	(99.4)	(82.1)	(17.0)	(13.0)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	9,142	(98.7)	(86.5)	(5.5)	(4.1)	(94.1)	(82.9)	(1.3)
		57,628	47,600	9,864	7,563	49,329	41,184	340		9,025	7,909	502	379	8,599	7,575	117
24	56,734	(99.4)	(81.9)	(17.8)	(13.2)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	8,340	(98.6)	(86.5)	(6.3)	(4.4)	(94.0)	(82.9)	(1.4)
		56,393	46,484	10,109	7,474	48,275	40,299	341		8,227	7,215	523	363	7,842	6,917	113
25	52,229	(99.5)	(82.3)	(19.3)	(14.0)	(84.3)	(70.7)	(0.5)	8,109	(98.8)	(82.0)	(7.5)	(5.2)	(93.2)	(77.6)	(1.2)
		51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905	285		8,015	6,646	606	421	7,554	6,289	94
26	52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)	(1.1)
		52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77
27	54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)	(1.4)
		54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93
28	53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)	(1.3)
		53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79
29	50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)	(1.4)
		50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75

（注）1　刑事通常第一審事件票による実人員である。
　　2　同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。
　　3　（　）内は各終局人員に対する％である。

第６表　通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間，平均開廷回数，平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

（平成20年～29年）－地裁・簡裁

区分 / 年次	通常第一審事件全体								自白								否認							
	終局人員	平均審理期間（月）			平均開廷回数（回）	平均開廷間隔（月）		平均取調べ証人数（人）	終局人員	平均審理期間（月）			平均開廷回数（回）	平均開廷間隔（月）		平均取調べ証人数（人）	終局人員	平均審理期間（月）			平均開廷回数（回）	平均開廷間隔（月）		平均取調べ証人数（人）
		受理から終局まで	受理から第1回公判期日まで	第1回公判期日から終局まで		受理から終局まで	第1回公判期日から終局まで			受理から終局まで	受理から第1回公判期日まで	第1回公判期日から終局まで		受理から終局まで	第1回公判期日から終局まで			受理から終局まで	受理から第1回公判期日まで	第1回公判期日から終局まで		受理から終局まで	第1回公判期日から終局まで	
平成 20 年	67,644	2.9	1.5	1.4	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.3) 61,745	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,896	8.4	2.7	5.7	6.3	1.3	0.9	2.5
21	65,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.4	0.9	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	0.9	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	0.9	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	0.9	2.5
法定合議	2,141	7.9	5.1	2.8	4.5	1.8	0.6	2.0	(62.4) 1,335	5.5	3.6	1.9	3.3	1.7	0.6	1.1	(35.7) 764	12.3	8.1	4.2	6.5	1.9	0.6	3.6
裁定合議	673	12.1	4.1	8.0	7.2	1.7	1.1	3.2	(37.4) 252	7.0	2.8	4.2	4.2	1.6	1.0	1.2	(61.7) 415	15.2	4.9	10.3	9.0	1.7	1.2	4.4
単独	47,777	2.9	1.5	1.4	2.6	1.1	0.6	0.7	(90.0) 43,011	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(8.0) 3,836	7.6	1.8	5.8	6.1	1.2	0.9	2.1
簡裁	5,524	2.2	1.3	0.9	2.2	1.0	0.4	0.4	(91.1) 5,031	2.0	1.3	0.7	2.1	1.0	0.3	0.4	(4.8) 267	5.9	1.6	4.3	4.4	1.3	1.0	1.0

（注）１　刑事通常第一審事件票による実人員である。
２　「自白」とは，終局の段階において，すべての公訴事実を認め，かつ，法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい，「否認」とは，終局の段階において，公訴事実の全部若しくは一部を争い，又は，公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。
３　「通常第一審事件全体」には，自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。
４　平均開廷間隔は，平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
５　（　）内は，「通常第一審事件全体」の終局人員に対する％である。

第７－１表　通常第一審における終局人員の審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔　（平成20年～29年）－地裁

区分 / 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間（月）	平均開廷回数（回）	平均開廷間隔（月）
		１月以内	２月以内	３月以内	６月以内	１年以内	２年以内	３年以内	３年を超える			
平成　20　年	67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
21	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2

（注）１　刑事通常第一審事件票による実人員（同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り１人として計上）である。
２　平均開廷間隔は，平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
３　（　）内は終局人員に対する％である。

第７－２表　通常第一審における終局人員の審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔　（平成20年～29年）－簡裁

区分 / 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間（月）	平均開廷回数（回）	平均開廷間隔（月）
		１月以内	２月以内	３月以内	６月以内	１年以内	２年以内	３年以内	３年を超える			
平成　20　年	10,632	(7.5) 797	(60.9) 6,477	(22.2) 2,359	(7.8) 828	(1.3) 139	(0.3) 29	(0.0) 2	(0.0) 1	2.0	2.1	1.0
21	10,715	(8.3) 894	(59.0) 6,320	(23.1) 2,479	(7.9) 847	(1.4) 147	(0.2) 24	(0.0) 2	(0.0) 2	2.0	2.1	1.0
22	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	-	2.1	2.2	1.0
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0

（注）１　刑事通常第一審事件票による実人員（同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り１人として計上）である。
２　平均開廷間隔は，平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
３　（　）内は終局人員に対する％である。

第８表　通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員
（平成20年～29年）－地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地裁 有罪人員 総数	地裁 うち外国人	地裁 うち通訳翻訳人が付いた外国人	簡裁 有罪人員 総数	簡裁 うち外国人	簡裁 うち通訳翻訳人が付いた外国人
平成 20 年	66,378	5,498	4,405	10,081	178	81
21	64,540	4,992	3,975	10,193	167	79
22	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,921	5,208	115	65

（注）１　刑事通常第一審事件票による実人員である。
２　「通訳翻訳人が付いた被告人」には，証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。

〔参考グラフ〕　通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移
（平成20年～29年）－地裁

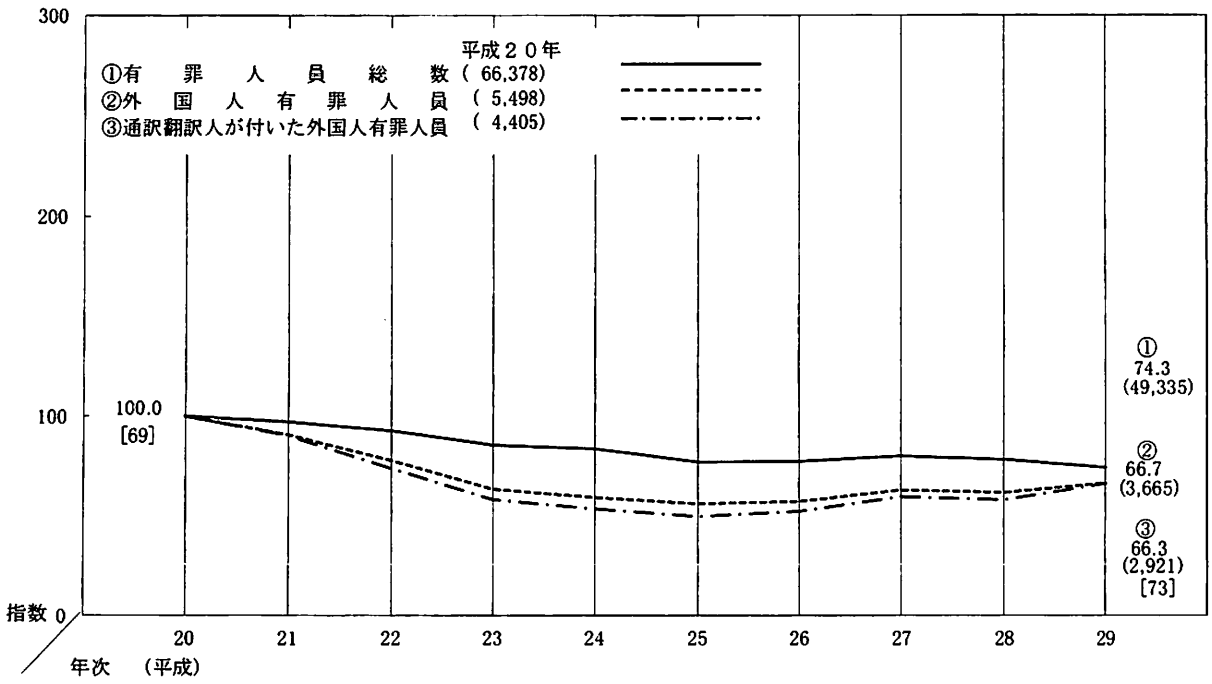

（注）１　平成２０年を１００とする指数である。
２　（　）内は実人員であり，［　］内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。

第９表　通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
（平成25年～29年）－地裁・簡裁

言語＼年次		平成25年	26	27	28	29
総数		2,272	2,383	2,714	2,654	3,030
中国語		744	829	887	758	920
	北京語	715	801	867	736	882
	広東語	15	13	8	15	29
	台湾語	2	4	3	2	3
	上海語	2	2	4	1	3
	福建語	1	1	-	-	1
	その他の中国語	9	8	5	4	2
ベトナム語		224	275	490	548	718
フィリピノ（タガログ）語		221	216	252	236	247
ポルトガル語		222	225	221	242	216
英語		145	167	197	174	190
タイ語		94	102	132	126	140
スペイン語		171	152	134	147	132
韓国・朝鮮語		170	157	125	138	115
インドネシア語		16	17	25	48	51
ペルシャ語		61	44	38	37	42
トルコ語		14	15	16	25	39
ネパール語		12	7	13	16	29
シンハラ語		34	25	32	17	28
ロシア語		16	24	15	13	26
モンゴル語		6	8	19	19	23
ミャンマー語		13	3	6	9	18
フランス語		17	15	15	14	15
ウルドゥー語		18	21	13	17	14
アラビア語		5	4	6	10	10
ベンガル語		18	10	22	11	10
ヒンディー語		6	6	10	8	9
その他		45	61	46	41	38

（注）１　刑事通常第一審事件票による実人員である。
２　被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には，証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。また，終局人員は有罪のほかに無罪，移送等により終局した人員を含む。したがって，本表における「総数」は，第８表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

第10表　簡易公判手続決定人員と決定取消人員

（平成20年～29年）－地裁・簡裁

裁判所	地裁					簡裁				
区分	自白人員	簡易公判手続				自白人員	簡易公判手続			
年次	(A)	決定人員 (B)	B/A %	決定取消人員 (C)	C/B %	(D)	決定人員 (E)	E/D %	決定取消人員 (F)	F/E %
平成 20 年	58,729	544	0.9	14	2.6	9,892	511	5.2	-	-
21	57,498	478	0.8	21	4.4	9,982	475	4.8	1	0.2
22	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	0.8
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	-
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	-
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,263	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-

（注）1　自白人員については刑事通常第一審事件票による実人員であり，その他については当刑事局への個別報告による実人員である。

2　「自白人員」とは，法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し，かつ，法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり，「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは，当該年度に決定（決定取消）された人員である。

第11表　刑訴法３３２条による移送人員

（平成20年～29年）－簡裁

区分	（簡裁）	（地裁）	
年次	終局人員 (A)	法 332条による受理人員 (B)	B/A %
平成 20 年	10,632	88	0.83
21	10,715	78	0.73
22	9,876	91	0.92
23	9,142	97	1.06
24	8,340	90	1.08
25	8,109	88	1.09
26	7,165	69	0.96
27	6,590	76	1.15
28	5,856	65	1.11
29	5,524	91	1.65

（注）1　刑事通常第一審事件票による実人員である。

2　（B）は，簡裁の法３３２条による移送人員とは一致しないが，統計上は近似する。

第12表　即決裁判手続により審判が行われた人員

（平成18年10月2日～29年累計）－地裁・簡裁

区分 / 裁判所	終局人員	即決裁判手続の申立てのあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人員
総数	761,600	25,744	25,571	140
東京	97,231	6,846	6,796	25
横浜	41,611	1,979	1,966	21
さいたま	35,975	1,178	1,172	9
千葉	38,277	2,008	1,999	21
水戸	18,900	296	290	1
宇都宮	16,255	422	420	5
前橋	13,637	941	932	4
静岡	21,254	832	828	－
甲府	5,373	120	120	－
長野	10,264	180	177	8
新潟	10,906	255	254	－
大阪	70,990	1,775	1,765	9
京都	17,476	422	418	1
神戸	32,929	645	639	3
奈良	8,444	41	41	1
大津	8,523	84	84	1
和歌山	8,507	259	258	4
名古屋	42,847	1,888	1,882	5
津	9,864	69	68	－
岐阜	8,901	139	138	－
福井	3,492	24	24	－
金沢	6,069	29	28	1
富山	3,482	9	8	－
広島	14,832	325	319	3
山口	7,937	121	121	1
岡山	11,991	390	387	1
鳥取	3,394	14	14	－
松江	3,186	63	63	－
福岡	37,689	935	928	－
佐賀	5,563	152	152	－
長崎	6,661	99	98	－
大分	5,461	84	83	3
熊本	9,518	109	109	－
鹿児島	7,365	66	66	－
宮崎	5,332	55	55	－
那覇	11,332	143	141	－
仙台	11,033	244	241	3
福島	10,077	139	137	－
山形	5,040	78	78	－
盛岡	5,081	228	227	3
秋田	3,927	107	107	－
青森	5,825	326	322	2
札幌	18,135	516	512	2
函館	2,571	64	64	－
旭川	3,339	74	74	－
釧路	4,789	83	83	1
高松	9,153	431	428	1
徳島	4,988	126	126	1
高知	6,332	135	135	－
松山	9,842	196	194	－

（注）　刑事通常第一審事件票による実人員である。

第13表　控訴申立人員及び控訴率

（平成20年～29年）－地裁・簡裁

区分 / 年次	総数			地裁			簡裁		
	判決人員	控訴申立人員	控訴率（%）	判決人員	控訴申立人員	控訴率（%）	判決人員	控訴申立人員	控訴率（%）
平成20年	76,546	7,690	10.0	66,450	7,139	10.7	10,096	551	5.5
21	74,818	7,194	9.6	64,608	6,649	10.3	10,210	545	5.3
22	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,283	11.5	49,446	5,993	12.1	5,216	290	5.6

（注）1　刑事通常第一審事件票による実人員である。
　　2　判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。

第14表　犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

（平成20年～29年）－高・地・簡裁総数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年（注）4	総数
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	86	79	102	136	121	116	112	141	128	78	1,099
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	32	44	52	39	46	41	76	79	71	84	564
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	14,214
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	71	105	123	125	140	151	198	214	209	194	1,530
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	202	235	261	242	288	278	299	290	303	225	2,623
	うち　遮へいの措置が採られた証人の数	179	216	237	219	264	265	282	277	288	214	2,441
	うち　尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	4	8	35	42	52	51	46	65	47	67	417
	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数	-	-	2	1	-	1	1	2	-	-	7
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	4	11	20	16	21	10	8	10	6	6	112
	うち　遮へいの措置が採られた被害者等の数	4	10	17	15	21	10	8	8	6	6	105
情報保護 被害者秘匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	37,573
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	30	90	55	62	64	84	77	42	50	11	565
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	9	1	17	13	8	16	5	4	7	3	83
情報保護 証人等秘匿	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数									4	116	120
	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数									-	3	3
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数									-	-	-
情報保護 裁定請求	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数									-	3	3
	うち　刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数									-	1	1
	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数									-	-	-
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	11,477
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	339	490	557	561	517	572	495	615	616	526	5,288
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	6	10	8	14	19	17	21	17	28	45	185
被害者等閲覧謄写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	13,416
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	12	15	22	13	22	21	12	28	9	6	160
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	24	35	50	33	45	18	89	38	44	16	392
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	2	1	7	6	1	1	4	1	5	2	30
弁護人等閲覧謄写	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数									-	2	2
	刑訴法第299条の6第2項の閲覧謄写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数									-	-	-
	うち　閲覧謄写の禁止の対象となった証人等の数									-	-	-
	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数									-	-	-
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	35	46	34	30	38	29	20	17	23	26	298
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合計		6,430	8,572	8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	89,745

(注) 1　当刑事局への個別報告による延べ数であり，概数である。

2　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）により，民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は，「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた（平成25年12月1日施行）。

3　「証人等秘匿」，「裁定請求」及び「弁護人等閲覧謄写」（平成28年12月1日施行）の数値については，当該事件の終局日を基準に計上している。

4　「付添い」，「遮へい」，「ビデオリンク」，「被害者秘匿」，「意見陳述」，「被害者等閲覧謄写」及び「和解」の数値については，平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが，平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお，平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては，決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により，平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表　通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

（平成20年12月～29年累計）－地・簡裁総数

	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遮へいの措置が採られた被害者等
総数	6,675	10,103	9,986	7,300	3,540	1,927	4,738	4,912	6,716	581	1,489
強制わいせつ	619	798	794	667	525	158	386	416	582	136	336
強制わいせつ致死傷	136	182	182	145	131	39	77	110	124	35	90
強姦	333	425	422	375	287	87	207	261	314	74	185
強姦致死傷	185	268	268	238	214	74	143	198	203	48	126
強制性交等	3	3	3	3	3	-	1	2	2	1	1
監護者性交等	1	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-
集団強姦	32	42	42	39	26	4	15	28	18	2	16
集団強姦致死傷	23	31	31	26	24	10	22	25	24	1	4
特別公務員暴行致死傷	2	3	3	3	-	-	3	2	2	-	-
殺人	595	1,042	1,029	884	524	287	566	674	697	77	240
自殺関与及び同意殺人	12	19	19	14	14	4	10	13	13	-	2
傷害	812	895	877	711	422	190	429	437	559	46	162
傷害致死	337	542	535	489	289	114	271	350	367	20	59
危険運転致傷	44	54	54	36	18	11	21	20	37	-	-
危険運転致死	111	258	256	209	61	70	133	148	176	6	9
業務上過失傷害	17	34	34	25	9	4	19	14	23	2	2
業務上過失致死	110	412	408	192	16	10	107	97	193	4	4
重過失傷害	6	6	6	4	-	2	4	2	6	-	-
重過失致死	17	25	25	17	4	10	11	12	16	1	4
過失運転致傷	680	871	863	484	121	109	359	285	595	7	7
過失運転致死	1,804	2,991	2,947	1,876	353	530	1,437	1,216	1,992	33	34
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	6	6	6	3	1	1	2	1	2	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	4	12	12	6	1	3	1	3	7	-	1
無免許危険運転致死	1	3	3	3	3	-	2	2	3	-	-
無免許過失運転致傷	17	20	20	9	2	2	8	6	10	-	-
無免許過失運転致死	11	21	21	13	3	7	8	10	14	-	-
保護責任者遺棄致死傷	6	14	14	13	10	-	8	5	7	-	1
逮捕監禁	18	20	17	12	3	1	3	2	10	3	3
逮捕監禁致死傷	24	32	32	29	16	7	21	18	22	6	18
営利拐取等	31	45	45	36	31	11	18	27	29	7	17
未成年者略取誘拐	3	4	4	3	1	-	1	-	-	-	-
身の代金拐取	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-
拐取者身の代金取得等	3	6	6	6	-	2	2	5	2	2	4
国外移送拐取	1	2	2	2	2	-	2	2	2	-	-
所在国外移送拐取	2	2	2	2	-	1	1	2	1	-	-
強盗致傷	126	147	145	124	94	21	58	85	102	9	26
強盗致死	138	294	292	210	120	52	118	165	175	26	55
強盗強姦	55	82	81	71	68	22	33	56	57	13	41
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(常習傷害)	9	9	9	9	5	4	7	6	5	1	3
道路交通法違反	249	348	346	207	63	61	180	145	240	5	7
その他	91	132	128	104	75	19	43	61	83	16	32

（注）1　「終局人員数」は，終局した被告人の人員数であり，実人員である。

2　罪名は，有罪の場合は処断罪名，無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち，法定刑が最も重いものであるため，被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3　被害者等の数は，延べ人員である。

4　「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は，平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

5　「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は，平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死）をそれぞれ含む。

第15-2表　通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

（平成21年～29年）-地・簡裁総数

区分 / 年次	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遮へいの措置が採られた被害者等
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50
22	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276

（注）1　刑事通常第一審事件報による。

2　「終局人員数」は，終局した被告人の人員数であり，実人員である。

3　被害者等の数は，延べ人員である。

第16表　刑事損害賠償命令事件の処理状況
（平成20年12月～29年）－地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	288	264	84
27	320	307	97
28	301	306	92
29	314	295	111
総　数	2,479	2,368	686

（注）1　件数建てである。
　　2　平成２０年はいずれも計上はなかった。

第17表　刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数
（平成20年12月～29年）－地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,368	162	239	237	246	312	264	307	306	295
認容・決定書	1,063	69	121	128	123	149	114	123	98	138
認容・口頭告知	30	2	4	2	7	2	4	4	1	4
棄却・決定書	6	-	-	2	-	1	-	2	-	1
棄却・口頭告知	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
却下・27条1項1号	4	-	1	-	2	1	-	-	-	-
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	26	1	-	7	2	5	2	1	7	1
却下・27条1項4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
終了・38条1項	263	16	25	26	23	32	37	37	37	30
終了・38条2項1号	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-
終了・38条2項2号	50	5	5	4	6	9	4	5	6	6
決定・その他	4	1	-	1	-	-	2	-	-	-
和解	545	30	47	37	43	62	57	77	107	85
放棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
認諾	95	7	10	5	13	11	14	15	11	9
取下げ	267	30	24	24	25	37	28	40	39	20
その他	11	-	2	1	1	2	1	3	-	1

（注）1　件数建てである。
　　2　「決定・その他」は，民訴法１４１条の準用により，決定で申立てが却下された場合などである。
　　3　「その他」は，犯罪被害者保護法25条（平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。）により終局したもの，当事者の死亡等にもかかわらず，その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。
　　4　「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号，「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号，「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号，「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号，「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項，「終了・38条2項１号」は同改正前の同法32条2項1号，「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものを含む。
　　5　平成２０年はいずれも計上はなかった。

第18表　逮捕状の請求と発付等

（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁

裁判所	区分 / 年次	通常 請求 (A)	通常 発付	通常 却下 (B)	通常 取下げ (C)	通常 B/A %	通常 (B+C)/A %	緊急 請求 (D)	緊急 発付	緊急 却下 (E)	緊急 E/D %
総数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	25	94,772	93,439	40	1,293	0.04	1.41	8,655	8,637	18	0.21
	26	92,880	91,548	30	1,302	0.03	1.43	8,048	8,021	27	0.34
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
簡裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	25	76,789	75,721	21	1,047	0.03	1.39	5,709	5,698	11	0.19
	26	76,657	75,586	19	1,052	0.02	1.40	5,433	5,417	16	0.29
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
地裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	25	17,983	17,718	19	246	0.11	1.47	2,946	2,939	7	0.24
	26	16,223	15,962	11	250	0.07	1.61	2,615	2,604	11	0.42
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47

（注）　令状年表による延べ人員である。

第19表　差押・記録命令付差押・捜索（許可）状・検証許可状の請求と発付等　（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁

裁判所区分 / 年次	総数						簡裁						地裁					
	請求 (A)	発付	却下 (B)	取下げ (C)	B/A %	B+C/A %	請求 (D)	発付	却下 (E)	取下げ (F)	E/D %	E+F/D %	請求 (G)	発付	却下 (H)	取下げ (I)	H/G %	H+I/G %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
25	238,337	(11) 233,405	152	4,780	0.06	2.07	202,385	198,284	126	3,975	0.06	2.03	35,952	(11) 35,121	26	805	0.07	2.31
26	239,015	(8) 234,076	115	4,824	0.05	2.07	206,566	(3) 202,439	91	4,036	0.04	2.00	32,449	(5) 31,637	24	788	0.07	2.50
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82

（注）1　令状年表による延べ人員である。
　　2　（　）内は職権により発付された人員で外数である。

第20表　勾留請求と勾留状の発付等

（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁

裁判所区分 / 年次	総数						簡裁						地裁					
	請求 (A)	発付	却下 (B)	取下げ (C)	B/A %	B+C/A %	請求 (D)	発付	却下 (E)	取下げ (F)	E/D %	E+F/D %	請求 (G)	発付	却下 (H)	取下げ (I)	H/G %	H+I/G %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
25	115,790	(2,694) 113,475	2,308	7	1.99	2.00	70,762	(212) 70,207	550	5	0.78	0.78	45,028	(2,482) 43,268	1,758	2	3.90	3.91
26	115,332	(2,665) 112,193	3,127	12	2.71	2.72	70,761	(166) 69,887	863	11	1.22	1.24	44,571	(2,499) 42,306	2,264	1	5.08	5.08
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	(142) 65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,530) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	(151) 62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,379) 39,958	3,717	1	8.51	8.51

（注）1　令状年表による延べ人員である。
　　2　（　）内は職権により発付された人員で外数である。

第21表　通常第一審における勾留，保釈請求，保釈人員及びその割合

（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）－簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員 終局前(D)	終局後(E)	勾留率 B/A %	保釈請求率 C/B %	保釈率 D/B %	保釈許可率 (D+E)/C %
総数	昭和55年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成2年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	25	81,613	55,169	19,985	11,390	659	67.6	36.2	20.6	60.3
	26	81,470	54,670	21,544	12,683	693	67.1	39.4	23.2	62.1
	27	83,387	55,440	22,812	14,233	802	66.5	41.1	25.7	65.9
	28	78,891	51,279	23,918	15,018	1,127	65.0	46.6	29.3	67.5
	29	75,511	48,586	23,294	15,230	1,360	64.3	47.9	31.3	71.2
簡裁	昭和55年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成2年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	－	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	25	9,842	6,107	1,284	720	12	62.1	21.0	11.8	57.0
	26	8,694	5,482	1,276	703	4	63.1	23.3	12.8	55.4
	27	7,821	4,859	1,379	716	10	62.1	28.4	14.7	52.6
	28	6,991	4,034	1,295	682	10	57.7	32.1	16.9	53.4
	29	6,681	3,826	1,233	678	24	57.3	32.2	17.7	56.9
地裁	昭和55年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成2年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	25	71,771	49,062	18,701	10,670	647	68.4	38.1	21.7	60.5
	26	72,776	49,188	20,268	11,980	689	67.6	41.2	24.4	62.5
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
	28	71,900	47,245	22,623	14,336	1,117	65.7	47.9	30.3	68.3
	29	68,830	44,760	22,061	14,552	1,336	65.0	49.3	32.5	72.0

（注）1　処遇年表，刑事雑事件年表及び刑事月報による延べ人員である。

2　「勾留状が発付された人員」とは，第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後，終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3　保釈が請求された人員には，同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。

4　勾留率は，新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが，統計上は近似する。

5　保釈率は，勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが，統計上は近似する。

6　保釈許可率は，保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが，統計上は近似する。

第22表　準抗告事件の処理状況　　（平成20年～29年）-地裁

事項	年次 ＼ 区分 ＼ 裁判所	地裁 新受人員	地裁 原裁判又は原処分の取消し・変更のあったもの
刑訴法４２９条	平成20年	4,706	1,005
	21	6,461	1,355
	22	7,172	1,327
	23	7,608	1,371
	24	9,016	1,577
	25	9,438	1,512
	26	9,570	1,775
	27	10,323	2,018
	28	10,868	2,115
	29	11,166	2,205
刑訴法４３０条	平成20年	88	11
	21	114	7
	22	87	4
	23	154	31
	24	53	9
	25	263	9
	26	78	9
	27	151	15
	28	111	9
	29	110	6

（注）　年表による延べ人員である。

第23表　医療観察処遇事件における終局区分

（平成17年～29年）－地裁

区分 / 年次	終局人員	終局区分															
		入院・通院（３３条１項）							退院・入院継続（４９条又は５０条）			処遇終了・通院期間延長（５４条又は５５条）		再入院等（５９条）			その他
		４２条１項			処遇決定中の入院決定の割合（A／（A＋B＋C））（%）	４０条１項（却下）		法42条2項（却下）	５１条１項			５６条１項		６１条１項			
		入院（１号）（Ａ）	通院（２号）（Ｂ）	医療を行わない旨の決定（３号）（Ｃ）		対象行為を行っていない（１号）	心神喪失者等ではない（２号）		入院継続確認等（１号）	退院許可（２号）	医療終了（３号）	通院期間延長決定等（１号）	医療終了（２号）	入院（１号）	棄却（２号）（61条3項の場合も含む）	処遇終了（３号）	
総数	17,724	3,006	596	720	69.6	10	132	2	9,687	1,921	392	143	604	67	9	4	431
平成17年	80	49	19	7	65.3	1	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
18	520	191	80	68	56.3	2	7	－	110	28	2	－	2	1	－	－	29
19	935	250	75	75	62.5	2	14	－	362	75	24	－	17	1	－	－	40
20	1,198	257	62	68	66.4	1	13	－	583	115	27	1	38	2	1	1	29
21	1,278	204	51	54	66.0	1	8	－	651	168	48	5	51	5	－	－	32
22	1,347	242	61	46	69.3	－	17	－	679	157	34	11	55	5	1	1	38
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	－	856	145	25	10	51	14	－	1	39
24	1,691	257	39	74	69.5	－	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	45
25	1,746	267	39	59	73.2	－	14	－	1,036	166	34	26	51	9	－	－	45
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	－	1,139	203	31	22	66	6	1	－	36
27	1,916	253	33	46	76.2	－	6	－	1,141	257	45	20	65	7	－	－	43
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	－	1,054	210	37	14	75	7	2	－	33
29	1,851	268	32	48	77.0	－	5	－	1,121	208	40	16	84	6	2	－	21

（注）　1　医療観察処遇事件票による実人員である。

2　１人で複数の終局区分がある場合には，最も左にある区分のみに計上した。

3　「その他」は，入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項，法56条2項及び61条2項）のほか，移送や取下げである。